

農林水産部

調査・測量・設計業務 共通仕様書

新 旧 対 照 表

令和 7 年度(8 月改正)

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
第1編 共通編 第1章 総則 第1-1条～第1-11条 【 省 略 】 第1-12条 打合せ等 1～4 【 省 略 】 5 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 第1-13条～第1-44条 【 省 略 】 第2編 農業農村整備事業編 第1章～第6章 【 省 略 】 第7章 解析等調査業務 第7-1条 【 省 略 】 第7-2条 業務内容 解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。 1 計画準備 (1) 調査計画の立案及び業務計画書の作成 2～5 【 省 略 】 第3編 森林整備保全事業編 第1章～第6章 【 省 略 】	第1編 共通編 第1章 総則 第1-1条～第1-11条 【 省 略 】 第1-12条 打合せ等 1～4 【 省 略 】 [新設] 第1-13条～第1-44条 【 省 略 】 第2編 農業農村整備事業編 第1章～第6章 【 省 略 】 第7章 解析等調査業務 第7-1条 【 省 略 】 第7-2条 業務内容 解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。 [新設] 1～4 【 省 略 】 第3編 森林整備保全事業編 第1章～第6章 【 省 略 】	新規追記 新規追記

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】 調査 **測量** 設計 用地

改 正 後	現 行	備 考
第1編 共通編 第1章 総則 第1-1条～第1-10条 【 省 略 】 第1-11条 打合せ等 1～4 【 省 略 】 5 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに 対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対 応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 第1-12条～第1-42条 【 省 略 】 第2編 森林整備保全事業編 第1章 路線測量 第1節～第3節 【 省 略 】 第4節 実測量 第1-10条～第1-15条 【 省 略 】 〔削除〕 第5節 用地測量 第1-16条～第1-17条 【 省 略 】 第6節 構造物設置箇所の測量 第1-18条 【 省 略 】 第7節 残土処理箇所の測量 第1-19条 【 省 略 】 第8節 その他箇所の測量 第1-20条～第1-21条 【 省 略 】 第9節 伐開 第1-22条 伐開 伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。 第2章 山地治山等測量 第1節～第10節 【 省 略 】 第11節 伐開 第2-48条 伐開 伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。	第1編 共通編 第1章 総則 第1-1条～第1-10条 【 省 略 】 第1-11条 打合せ等 1～4 【 省 略 】 〔新設〕 第1-12条～第1-42条 【 省 略 】 第2編 森林整備保全事業編 第1章 路線測量 第1節～第3節 【 省 略 】 第4節 実測量 第1-10条～第1-15条 【 省 略 】 第1-16条 伐開 伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。 第5節 用地測量 第1-17条～第1-18条 【 省 略 】 第6節 構造物設置箇所の測量 第1-19条 【 省 略 】 第7節 残土処理箇所の測量 第1-20条 【 省 略 】 第8節 その他箇所の測量 第1-21条～第1-22条 【 省 略 】 〔新設〕 第2章 山地治山等測量 第1節～第10節 【 省 略 】 〔新設〕	新規追記 削除 新規追記 新規追記

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
第1編 共通編 第1章 総則 第1-1条～第1-10条 【 省 略 】 第1-11条 打合せ等 1～4 【 省 略 】 5 調査職員及び受注者は、「ワンダーレスポンス」に努める。 ワンダーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに 対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対 応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 第1-12条～第1-41条 【 省 略 】 第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】 第3編 森林整備保全事業編 第1章～第3章 【 省 略 】 第4章 治山施設点検業務 第4-1条～第4-3条 【 省 略 】 第4-4条 報告書の作成 調査結果は、次の各号に掲げる図表等に取りまとめ、報告するものと する。 (1)「治山施設現地点検チェックシート」 (2)～(4) 【 省 略 】 第5章～第7章 【 省 略 】	第1編 共通編 第1章 総則 第1-1条～第1-10条 【 省 略 】 第1-11条 打合せ等 1 【 省 略 】 [新設] 第1-12条～第1-41条 【 省 略 】 第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】 第3編 森林整備保全事業編 第1章～第3章 【 省 略 】 第4章 治山施設点検業務 第4-1条～第4-3条 【 省 略 】 第4-4条 報告書の作成 調査結果は、次の各号に掲げる図表等に取りまとめ、報告するものと する。 (1)「治山施設点検調査シート」 (2)～(4) 【 省 略 】 第5章～第7章 【 省 略 】	新規追記 字句修正

新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
第1章 総則 第1-1条～第1-11条 【 省 略 】 第1-12条 打合せ等 1～4 【 省 略 】 5 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに 対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対 応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 第1-13条～第1-43条 【 省 略 】 第2章～第7章 【 省 略 】	第1章 総則 第1-1条～第1-11条 【 省 略 】 第1-12条 打合せ等 1～4 【 省 略 】 〔新設〕 第1-13条～第1-43条 【 省 略 】 第2章～第7章 【 省 略 】	新規追記